土木系工事の建設現場における週休2日の取り組みについて（お知らせ）

令和8年9月
周　南　市

本市では、建設業の働き方改革を推進するため、令和3年4月から、「週休2日モデル工事」の試行運用を開始し、建設現場における休日確保に向けた取り組みを進めてきたところです。

こうしたなか、国において地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を取り入れた多様な働き方の実現を目指し、その支援をおこなうこととしています。

つきましては、これまでの週休2日工事の取り組み状況や国や県の動向等を踏まえ、令和8年 10 月1日以降の土木系工事について、下記のとおり「周南市土木系工事における週休2日工事の実施要領」（旧「周南市土木系工事における「週休2日モデル工事」の試行要領」及び「港湾工事における「週休2日モデル工事」の補正方法等の取扱いについて」）を改定することとしますので、お知らせします。

記

週休2日工事の実施要領の改定

- 週休2日の取得に要する費用の計上を終了する。
 （港湾工事及び森林工事を除く）
- 発注者指定型で「完全週休2日・月単位・通期」のいずれかに取り組むものとする。
 （森林工事は「完全週休 2 日・月単位」のいずれかに取り組む）
- 契約後の協議の実施や、完了後の「実施工程表」の提出を求めない。
 ただし、工事成績評定のため、完了後の「実施工程表」の提示は求める。
 （港湾工事及び森林工事は、契約後の協議の実施及び「実施工程表」の提出を求める）
- 官公庁の休日に作業を行う場合は、事前に発注者に理由を連絡するものとする。
- 港湾工事における起算日の考え方（実施工程表の作成方法）を土木工事と統一する。
 （現場作業着手日とする）

以上